

この会議録は事務局において発言の要旨をとりまとめたものです。

## 第7回 特別区制度調査会 会議録（平成16年4月23日開催）

### 1 都区財政調整について

会長 お集りいただきましてありがとうございます。それではお手元にあります日程に従って進めさせていただきます。都区財政調整につきまして、本日はまずこれについてお伺いし、若干、意見を交換したいと思います。その後、今後の進め方につきまして小委員会の方からご報告いただきまして、今後の進め方について皆さんにお諮りしたいと思います。よろしく申し上げます。皆さんお忙しいことと思いますので、本日は全員お揃いですから、本委員会の7月の日程についても決めさせていただきたいと思います。それでは、最初のご説明をお願いします。

「都区財政調整について」ということでございますが、以前から都と区の検討会の状況について、状況がわかった段階でご報告したいと申し上げておりましたが、ようやく平成15年度の検討が一通り一巡いたしましたので、その段階の状況でご説明をさせていただきます。まだ、検討が続いておりますので、なかなかまとまった形での整理ということではございませんが、今の段階での状況ということでご説明させていただきます。

「都区検討会の検討状況」という資料で概略をご説明させていただきたいと思えます。

まず1頁目は、「税財政制度に関する都区間の検討の経緯等」です。以前ご説明した、これまで都と区の間でどのような検討を行ってきたかという制度改革までの経緯、それから平成12年度の出発をするときに、新しい財調制度についての積み残しの課題を都と区で確認して、それを平成17年度までに解決するということを約して、平成12年度が終わったということの資料でございます。一番下にある都区検討会の中でこの問題を解決していこうということでございます。

2頁目は、「都区協議会で確認した主要5課題」です。先日ご案内したところですが、検討する課題として都と区で確認した項目が5項目ございます。その四角の中に書かれているように、一つは清掃関連経費で、平成12年度に特別区に清掃事業が移管されましたので、本来清掃関連経費は全て特別区の方に移すという整理が行われるべきであったのですが、東京都の方が引き続き執行するという形で、いわば一部残したものが残っています。それを今後どう整理するかという問題です。それから2番目には、前から議論になっていたのですが、かつて人口が急増したときに建てた学校が、改築後50年を迎える時期

がそろそろ迫ってきている。それについてどのような財源措置をするのかということが残されています。3番目のところでは、これまで様々な議論があります。制度改革の趣旨に則って役割分担の原則を踏まえた財源配分のあり方をどうするかということの整理で、これは一番大きな課題でございます。4番目には、都市計画交付金という都から区に交付されているものがありますけれども、都市計画税という市町村税が都税とされていることに伴いまして、区の都市計画事業の財源をどうするかという課題でございます。5番目のところは、3番目の課題と関連するのですが、役割分担を踏まえた財源配分をしていった先に、配分割合をどのように変更するのかというときに一定の考え方の整理が必要だという課題ということでございます。

3頁目の「都区検討会の検討事項(課題と論点)」は、これまで都と区の間で確認をしてきましたそれぞれの検討項目ごとの課題と論点を整理したものでございまして、それぞれの課題と論点に従って、今後更に議論を深めて行こうということでございます。

「大都市事務検討会」のところでは、元々の役割分担の考え方、あるいはそれに基づく財源配分の考え方というのを原則としてどう整理するのかというのが課題1でございます。課題2の方では、それを踏まえて配分割合を具体的にどう決定するのかということ、課題3では、今後どういう場合に、配分割合をどのように変更していくのかということでございます。「清掃関連経費検討会」のところでは、先ほどご案内しました、東京都の方で執行することとした経費の他に、区の方で執行している経費の中で、今の都と区の財源配分の中で反映されていない経費もある。それらについてどうするのかというのが課題1でして、課題2としては、財調の算定の中身について、今の財調算定の中身というのは平成17年度までの間の暫定的なまとめ方で算定されておりまして、平成18年度以降は改めてつくっていかなければならないという課題があるということでございます。「小中学校改築等検討会」というところでは、一つは、小中学校改築の問題で、これは今後どのように具体的にその需要に応えていくのかということを検討する。もう一つは、都市計画交付金の問題が都市計画事業の都区双方の実施状況がどのようになっているのかというようなことを踏まえながら、そのあり方を検討していくという課題と論点でございます。

4頁の「大都市事務検討会の検討状況」は、これまで平成15年度に、それぞれの検討会で実質3回ずつ検討してきておりますので、その経緯を記したものでございます。ご参照いただければと思います。

7頁には、「都と特別区に関する規定」と「都道府県と市町村に関する規定」を対比させた資料をお付けしてございます。基本的には平成10年の法改正の中で、広域と基礎の二層制にするということによって都と区の間を組み合わせるとい

ことをごさいましたので、規定としても都道府県と市町村に関する規定に整合させたようにつくられております。そういうようなことを通じて、特別区を基礎として法律に書き込むということが初めて行われたということをごさいます。併せて、財調制度の関連で地方交付税制度に準じた形で整理をするということが法的に行われておりますので、交付税の関連規定も併せて対比させております。

9頁は、「都と特別区との役割分担と財源配分について」です。今一番大きな課題となっております都と区の役割分担の原則が定められて、その原則に従って財源配分をしていこうというのが制度改革の趣旨であろうと受け取っているわけですがけれども、その平成10年の法改正のときに、いわば立法の趣旨としてどういう説明がされているのかということを見るために、国会答弁の内容を抜粋して整理したものでございます。国が当時どういう考え方でこの法をつくったのかということを読み取れる内容かと思えます。ご参照いただきたいと思えます。

資料の最後の12頁のところは、「都と特別区の分担関係と財源」となっていますが、先ほどご覧いただいたそれぞれの規定の内容をそれぞれの象限ごとに盛り込みまして、全体として都と区の関係、それから都の中の都道府県事務と大都市事務の関係を図示したものでございます。都の都道府県事務については都道府県財源に対応する領域になりますけれども、都の大都市事務と特別区の事務については市町村財源で対応するということになりますので、その間の配分のあり方をどう整理するかというのが大きな課題になるということをごさいます。今のが全体の概略です。

平成15年度については、先ほどご覧いただいた課題と論点をどう整理するかということが検討課題でございまして、それをそれぞれの検討会で議論が一巡したということをごさいます。この後のスケジュールとしては、都区財政調整協議会という検討会の上部組織の方に報告をいたしまして、それを踏まえながら今後平成15年度の検討の中で明らかになりました見解の相違を中心に、具体的な議論を平成16年度に進めていこうということをごさいます。

それぞれの検討会の内容でございましてけれども、まず最初の大都市事務検討会というところでは、都区の見解の一致、不一致が明らかになったというのが平成15年度のごさいます。その中で特に大きなポイントは何かというと、まず都と区の役割分担について、区の方では、法の原則に則って大都市事務のことを考えるとすれば、東京都の行う大都市事務というのは限定されるということを確認すべきだと主張しています。都の方は、一体的に処理する必要のある事務は都の判断で担うんだということ、そういうことを、限定ということを強調するのはいかがなものかと言っているということをごさいます。二つ目

に、区の方ではそういう法の原則に則った考え方からすれば、都が行う大都市事務の内容をきちんと明らかにして、それを踏まえて役割分担を整理していく必要があるというふうに主張しておりますけれども、都の方は内容を提示する必要はないというような言い方をしているということでございます。その裏返しとして、基本的な配分割合の決定方法ということについて、都の方は結果としては区の方の需要と収入を測って決めるんだということで、制度改革以前と同じような考え方を示しているというのが区側としての評価でございます。

今後、区の方で考えている取り組みとして、一つは、不一致が明らかになりましたので、それを踏まえてより突っ込んだ議論をしていく必要があるだろう。それから東京都の方では提示する必要がないと言っておりますけれども、やはり大都市事務の提示をしていかなければ議論にならないということで、それを行いながら役割分担を明らかにしていく取り組みをして行こう。それから最終的には、本来法が予定する原則に則って具体的な配分割合を決定していきたいということでございます。

2番目には、清掃関連経費検討会については、先ほどありましたように都の方に残している職員費等の4経費について、まず検討しようではないかということまで確認をして、4経費がどのくらいあるのかということがようやく年度末になって都の方から示されたという状況でございます。検討状況のポイントとしては、区の方では都が負担をすることになった4経費は、745億円ということで当時整理をいたしました。それについては特例的に都に残したので、特例期間が終われば当然区の方の配分にすべきだというふうに言うておりますけれども、都の方は具体的なその経費の中身がどれだけ残っているかということで議論すべきということで、東京都の方がかつて清掃工場とかを建設した際の起債の償還費については引き続き都が受け持っていく。従って、区の方に渡すとするれば、派遣職員の退職手当分のみなので、それについての議論をしようじゃないかと言っているということです。また、区の方では平成12年度の制度改革のときに、清掃事業の関連経費として配分割合の整理がしきれなかったものが残っているということで、灰溶融施設ですとか、中継施設の改築等の需要を見るべきだというふうに主張している。都の方は、それらについては検討するけれども、あくまでも財調の需要算定の問題だと言っているということです。

さらに、区の方では平成18年度以降の財調の需要算定のあり方については、財源配分の問題とは別の問題であって、あくまで区間の配分をどういうふうに適正にやっていくかということで検討すべきだと言っている。都の方は、そういう区間配分のみ課題として検討するのは困難だというふうに言うておりますので、結果としては、平成18年度以降の清掃事業の需要をどうつくるかによって配分が動くということを想定しているということになるかと思えます。今

後の方向として区が考えておりますのは、一つは、財源配分上の問題をきちっと整理をするために具体的な議論を深める。それから平成 18 年度以降の需要算定のあり方について、実態の調査も行いながら具体的な検討を行っていくということでございます。

3 番目に、小中学校改築等検討会ですけれども、これは二つの課題がありまして、一つは、小中学校の改築の問題です。平成 15 年度に、都と区と共同で実態調査を行って、その結果を確認したというのが平成 15 年度でございます。これから具体的な実態調査の結果を踏まえた議論に入っていくということです。検討状況のポイントとしては、区の方ではこれから改築の需要が山のように押し寄せてきますので、それに対応できるだけの財源が必要であるということをおっしゃっております。都の方では、具体的な検討はこれからするけれども、今現在 50 年サイクルで算定しているではないか、それで需要がカバーできるではないかという姿勢であるということです。今後の方向としては、調査結果を踏まえて現実的な改築需要を整理していきまして、それにふさわしい財源措置を図れるようにしていきたいというのが区側の考え方でございます。最後に、小中学校改築等検討会の二つ目の議題である都市計画交付金ですけれども、この問題については、なかなか都と区が入口で相違をしておまして、具体的な検討に入れていないというのが実際のところでございます。区の方では、都と区の都市計画事業の実施状況に見合って都市計画税を配分しろというようにおっしゃいます。都の方では、都の実施状況の把握は困難であるので、区の都市計画事業についてどういうふうに円滑に促進するかということで、交付金のあり方を検討しようではないかとの主張ですが、それをどうするかという具体的な中身までは示されていないということでございます。今後の方向として区の方で考えているのは、東京都の具体的な考え方を示せということと都市計画事業の実態を明らかにしろということをお求めまして、少なくとも区の実施状況に見合うだけの税の配分をお求めしていくということでございます。

平成 12 年度に向けて大都市事務の検討会に関連して配分割合を決定するプロセスをどう考えるのか整理をしました。平成 12 年度のときに 52% という配分を決めたわけですけれども、そのときには制度改革の趣旨を踏まえて、役割分担に応じた財源配分をしたいという意図があったのですが、作業はしたのだけども、都区で大きく見解が分かれまして実現できなかった。したがって、積み残しの課題になったということでございます。従来 44% という配分が昭和 51 年度以来延々と続いておりましたので、その配分割合を基礎にしようということで、清掃の移管とかの役割分担の変更要素を反映させて 52% に積み上げたということをおっしゃいました。今度平成 18 年度に、改めて配分割合を見直しをしようということになっておまして、そのときには平成 12 年度のときに整理できな

かった、特に役割分担を踏まえた財源配分のあり方、これをきちんと整理をしようというのが大きな要素です。それから配分割合に反映すべきものとして、一つは、平成 12 年度のときに、先ほど 5 課題ということでお話した中にありましたように、財源配分に反映できなかった内容で、かつ、都と区の間で検討課題として留保したものの、その解決です。二つ目として、平成 12 年度以降に発生した配分割合を動かすべき要素が何であるのかということの整理でございます。今後特に三位一体の改革というところで財源関係が動いておりますので、それらを整理して配分割合を整理して決定していくべきだという考え方でございます。

清掃経費の関係では、東京都の方に残した 4 経費というのは、職員費は財調で措置した分で足りないものを一時補填する、清掃工場の還元施設の補助をするとか、それから東京都の派遣職員を充てて清掃事業を実施するという一方で、その派遣職員の退職手当、それからかつて東京都が建設した清掃工場等の償還費という 4 項目でございます。これを東京都が執行していくということになるわけですが、当然のことながらいずれ無くなっていくということになります。ですから元元は清掃の経費ということで都に残したということになるわけですが、残した 745 億円というのは都としては清掃の経費に必要がなくなりますので、都と区の配分に影響させないとすれば、そのまま東京都が他の事業の経費に充てていく財源になってしまうということで、区側としては大きな財源問題にしている内容でございます。

小中学校の改築の問題では実態調査の結果を踏まえて、区側で、粗っぽくどれくらいの改築需要があるのかということイメージさせようということで、建築後 50 年建ったならば現有規模どおり改築を行うという仮定をおいて、かつ、1 校 30 億円という経費が掛るというふうに仮定をしたときに、平成 18 年度から 20 年間の間に 2 兆 7,000 億円の改築需要が見込まれるということでございます。実際には、今の規模どおり改築するのかどうか、特に統廃合とかの問題を考えるとよいのかですとか、50 年経ったら本当に改築するののかということですが、あるいは単価として妥当性はどうか検証するのとか、いろいろな問題を整理して現実的な需要を整理していかなければならないのですが、いずれにしても膨大な需要が迫っているということでございます。

次に、都市計画交付金でございますが、都市計画税というものが本来市町村税としてありますが、現在都税にされております。なぜ都税かというのは、東京都が都市計画事業を多く担っているということで都税にするというのが平成 10 年の法改正の際の整理でございました。ただ、区の方も都市計画事業を、都よりは少ないのですが実施しております。したがって、都と区の実施割合に応じて都市計画税も配分されて然るべきということで、課題になったも

のでございます。ただ、今現在東京都の都市計画事業について実施経費が明らかにされていないということがございまして、ここではとりあえず近い指標が何かないかということで、決算統計の中の都市計画費というのがありまして、その都市計画費を都と区での比較で見たらどうなるのかを見ますと、かなり都も区もかつてよりは都市計画事業が落ちてきておりますけれども、区の方の事業というのは近年それほど落ちておりませんので、そういう意味ではむしろ区の方の実施割合の方が増えてきているというような状況にあります。これまでの検討の中では、少なくとも都市計画税の2割は区に配分されて然るべきというふうに、区の方では言っているということでございます。

以上が検討会の平成15年度の概要ということですが、大都市事務の検討会の中で都と区がそれぞれ主張しているもののうちの不一致となっているもののごくポイントということで申し上げますと、都が行う大都市事務の内容を提示してもらった上で、都区の役割分担を協議し、役割分担を踏まえた財源配分のあり方を整理することが必要であるというのがいわば区の主張のポイントになるかと思えます。東京都の方では、財調交付金は、特別区の基準財政需要額から基準財政収入額を控除することにより得られる財源不足額であるということが制度の基本であり、財源配分の検討も、特別区の需要と収入の検討が必要である、独立した自治体間において、それぞれが主体的に行う事務をとらえて、その内容を検証するという考え方は適当ではない、というのが、ごく荒っぽいのですが、東京都の主張の要点だということになるかと思えます。つまり区の方は、都の事務も区の事務もお互いに示した上で、その役割分担を確認して配分すべきだと言っている。都の方は、都の事務を明らかにすることについては、お互いに懐に手を突っ込むようなことになるのでそれは行うべきではなくて、財調の趣旨から言えば区の方の内容を的確にやればいいのではないかということになるということでございます。

東京都の公式見解とはいえないものですが、まず一般の府県と市町村の関係と同じように、双方が独立した自治体としての責任をもってそれぞれの役割を担うというのが、基本的な考え方としてあって、この辺が双方の事務の中に首を突っ込むべきではないという主張に繋がってくるわけでございます。さらにその次に、人口が高度に集中する東京という大都市地域の特殊性から、都の広域的役割は実態として膨大であって、そういう東京都は広い視野から一体的に取り組むべき事務を行うんだということを考え方としているということでございます。

大変雑駁ですが、以上の上の検討状況であったということでございます。

会長 しばらく議論いたしましょう。

今聴いていて、制度改正が行われた時点と都の考え方がほとんど変わって

いないですよ。全然変わらないというか、考え方が全く変わっていない。今のこの検討は課長レベルですよ。恐らくこのまま逃げ切られてしまって、清掃部分の算定に反映するかどうか。反映するときでも従来の清掃費をもう一回洗い直して、ごみの量が減っているから従来の清掃費をかなり多く行っているから、そういうことで押さえ込まれる可能性が非常に大きいですよ。そうすると、基本的に都区協議会で合意した5項目の都区の役割分担に基づく財源配分なんてのは、都区協議会で合意しているにもかかわらず、都が行う事務は、都が勝手に判断するというので、役割分担は見直しようがないね。

そこで質問したいのですが、あの時は、この事務事業は、大都市事務、これは大都市事務じゃないと確認しましたよね。あれよりも後退しちゃったのじゃないですか。

結局、あの時大都市事務の検討を行ったことの評価を、東京都の方ではやったけれども結局都と区の見解が埋まらなかったの、もう一回やってもどうせ埋まらないので、やっても無駄でしょうということです。

あのときは、一応この事務は都、この事務は区ということで、役割分担を決めようという決めがありましたよね。でも結果的に役割分担は、主張が相反して決まらなかった。ところが、今回の検討ではそうじゃなくて、都の事務は都が勝手に決めるのであって、財調は昔からやっているように区的需求を差し引いたもので決めればいいんだ。それが結果的には役割分担という言い方になっているので、はっきり言えば、法の精神は全く生きていない。今のままで折衝しても、もう到底これは時間切れ。前のときも2年あっても全然だめだったから、後1年しかないのだから。どうせ逃げ切れちゃうとすると、この調査会が何かへたにかんで、足元すくわれちゃうような気もするんですけどもね。これはもうこういう法の精神に反するから、税源だとかなんとかということですね、細かい現行のやり方に我々が組み込まれていくというのは、どうなんですかね。

区長会の方でも、このままの状況ではまずいので、あくまでも、区としていろいろな取り組みをしなければいけないという議論をしているのですが、少なくとも都の方がそういう考え方であるにしても、それでよしとするわけにはいかないということです。なぜならば、法の原則ということで、区の方は考えていますので、法の原則が曲げられてそれでいいとはいかないから、そのところはがんばらなければいけない。そこで、調査会の先生方には、現在の財調についても評価をいただきたいのは、そういう理論的なことで区の言っていることが正しいと確信していいのかどうかというようなことの評価もいただいて、それを理論的なベースにして、区長会としても様々な取り組みをしていきたいということですので、ある意味では、この中で、検討会でいっているそれぞ



れ細かい内容について、一つ一つどうなのかということ調査会の先生方をお願いするという趣旨ではないのです。

今の説明をいただいて、前は役割分担に見合った財源配分にしようという、一つの法の原則にしたがって、動きがあったけれども、今回は役割分担なんて、都のやる仕事を自分たちで勝手に決めるんだ、都議会と都民にそれが分かればいいんだということで、区側に示す必要はないんだということになると、役割分担という考え方はすっ飛んでいると思うのですが、どうですか。

おっしゃるとおりで、制度改革のときの趣旨の一つに、財調、特に財源配分に関しては区の事務のみを算定して財源配分を決めるという決め方、すなわち東京都が区の需要だけをみて、それに見合う財源を与えるという考え方は、おかしいというところから出発したはずなんです。それは内部団体であれば、それは成り立つだろうと。つまり適切な例えかどうか分かりませんが、本店が支店の必要な経費を算定して必要なものは与える、そして、不要なものは吸い上げるということもありうるんだけど、内部団体でなくなるわけですから、区側の需要だけを算定して、それに見合うだけの金さえ渡せばいいんだという財源配分ではなくて、大都市事務の役割を分担している。それに応じて分けましょうというのが、制度改革を要求したときのそもそもの理由ですから、そこから見れば、今の東京都の主張のように、区の需要さえ見ればいいんだという考え方は、明らかにもともと法改正を求めた都と区の合意にも反するような気がします。

区側は法の趣旨がそうだと解釈している、都側も前は一応はそう思っていたと僕は理解していたんだけど、今回聴いているとそうではない。そのかつての理解を吹っ飛ばして、役割分担に従って財源配分をする。したがって、役割分担の中、都側が明示的に行う事務事業を明らかにして、それで財源を充てるということが全くないでしょ。それから、限定的というのは限定することじゃないんだと言っていますよね。限定と限定的とは意味が違うのだと。限定して、都がこれだけ事務をやりますなんていうと、区側に聴く必要がないと言っていることからすると、前のときよりも更に硬くなってきていると思うんです。そういった難しい局面で、前より1年間足りなくなっている。それを何らかの方法で打開するということになる、そういうことができるのかどうかという気もしますけれどもね。

一点だけ、補足しますと都の方は役割分担の議論をしないとは言っていないのです。役割分担については、これから議論しようと言っています。

でも役割分担をするからには、都で行われるべき事務事業を一応示してもらわないと、そうしないと分からないじゃないですか。でも、都側がやるべき事務事業を明らかにする必要があるとまず言っているわけでしょう。それから、

財調の財源配分、すなわち役割分担に基づく財源配分は、区側の需要と収入を測ればいいんだといっていることから見れば、何か前よりも後退しているようにも思うけれども、事務当局は、前よりも後退したとは思っていない。

前と変わっていない。

**会長** 一貫しているのですよ、都は。

都側は、更に強固に防衛線を張っている。

区長会でもこの間ちょっとその議論をしたのですが、特別区側が言っていることが法理論上正しいのか、今回の法改正の趣旨に則って、特別区側が主張していることが法改正上正しいのかどうかということ、まずはっきりさせるということ、を急いでやってもらいたいという趣旨がこの間の区長会の考え方でした。法改正は平成10年に行われ、平成12年から施行されていますので、この自治法改正がどういうことなのか。都と区の関係の中で、しっかりと一回整理する必要があるということでございます。

今やっている議論というのは、東京都知事まで含めて、オール都庁、都議会も含めての主張なのかどうか、まだそこまでは全然っていないというのが私の個人的な解釈ですが、むしろ特別区側は区長会まで、トップまで上がった中で主張していることに対して、東京都側はどういうレベルで議論しているのかということがあるだろうと思うんです。ですから、既に2年を切っていますが、まずきちとした結論的な決着、これは特別区側だけでもいいのですが、きちとした法解釈に基づいた理論構築をした上で、その次のステップに入っていくべきじゃないかということでございます。これは、この間も区長会の中で何人からも議論が出ましたので、そこら辺のところをもう一回しっかりとやってもらいたいということです。特に調査会にその点をお願いしたいということでございます。

**会長** どなたかどうぞ。

お伺いしていると、都が上位であるということが基礎的自治体である区に対してあって、本来基礎的自治体がやるべき仕事を都がやっちゃって、そこはきちんと基礎的自治体がやるべき仕事は区に任せるということが、まず必要だという気がしています。だから、今のままでの議論では全然解決できそうもないから、例えば、区が全部政令指定都市みたいなものを目指すような方向をとる。昔、特例市といった案があったそうですが、そういう制度を新しく作るのは難しいので、既にある制度だと政令指定都市ですね、それを23区全部が目指すような方法で、基礎的自治体プラス大都市行政は、基本的には区がやるんだということをはっきりさせないと、これはもう決着がつかないような気がするんですね。

**会長** 現在の23区の区域の変更を伴って、新しいタイプの自治体を東京都の

中にどうやって作り出すかということは、別途議論としてありうるんですけど、今おっしゃっているように当面この問題についてどういうふうに、都区間で進むかということと、私どものような調査会がどのような役割を期待され、果たすことが望ましいかなんてことが、ちょっと込みになっているものですから。先ほどのご意見は、調査会があんまりそういったことに巻き込まれない方がいいというようなご趣旨じゃないかと承ったのですが。

学者の先生方がこの間の法改正を厳密に解釈し、かつ、特別区が基礎的自治体になったということの意味が、どの辺にあるかということ解釈したときに、その際役割分担、そして財源配分は何を意味するかということをかっちりやっていただいて、だからどうしろいうところまでいうとおかしいので。

会長 なるほど、わかりました。どこかでこの辺までという何か。他の方どうぞ。

そういう意味での、議論のための議論かもしれませんが、都のこういう態度は法の精神に反するという気がしますが、本当にそれは違法だと言える程度までに言えるかどうかということと、言えたとして手続き的にそのことを押し出せるかという検討は、意味があるかどうか分かりませんが、理論的な検討として何かされたことはありますか。まだそこまでいっていないですか。

手立てがなくはないんですよ。ただ、それに対して申し上げるといって、手続はありますが、そこまでは今、取り敢えずは考えないでいこうと。最終的にはどうするかという手立ての一つとしてはあると思いますが、取り敢えず今はきちんとした整理をやった上、議論をして、それでもなおかつ議論が進捗しないということならば、ということはあると思います。

何か法律学者が、役割分担の原則のときに都の返答の仕方は、課長レベルだという話ですけども、公式に知事なり、東京都のスタンスとして公式に持ち出されたとしたら、法の趣旨に反するんじゃないのという議論は、可能かも知れませんが。

「特例」市構想の答申に対して、都議会はこの答申を都側がどう扱うんだということ、盛んに知事を攻めたわけですよ。先生方が検討されて、対外的に相当程度の自信を持って出せるものであるとすれば、国もそれを無視できないし、都知事もそういうものに対して都議会から何か質問が出れば、何らかの反応を示さざるを得ないと思うんですよ。だから、そういう反応を示さざるを得ないような中間答申を書けるかどうかじゃないですか。

地方自治法第281条の2で、都と特別区の役割分担の原則が書かれていて、役割分担の原則という表現は、国と地方公共団体の役割分担としてその頭の方の第2条にあります。それは、大事な原則なんだということは、今回の地方自

治法の改正の大目玉ですよね。その一方が国と地方公共団体の役割分担の原則と言っておいて、一方が自分がこれが役割だと決めたものが役割分担の原則だというような解釈が許されるか。国がこれは国の分だと言え、それはもう残りの部分が地方公共団体の役割になるんだというような理解をしたら、何の意味もなくなってしまいうけですから。要するに極めて規範性の高いものであって、勝手に決められるものではない。その一般的な役割分担の原則と、都と特別区の役割分担の原則とはちょっと違いますが、精神においては同じものではないか。今回の法改正の趣旨を全く無視するものである、なんてな議論を立てようと思えば立てられるだろうと思います。異議があるかも分かりませんが。

しかし、その原則に反することを、どっちかが行う場合、特に国が行う場合にはそこを手続き的にしっかりして、更に最終的には係争処理委員会に持っていけるというような話にしてある。それとパラレルに都道府県が市町村に対して何かやったら、自治紛争処理委員による調停制度の中で解決するという手法がある。ただ、あれは普通地方公共団体との間でということになっていて、都と特別区、地方公共団体としての特別区との間の紛争を自治紛争処理制度にかけるなんていうことは、恐らく想定していないだろうと思うんだけど。特別区には一般市に適用される法令の適用を除外する趣旨の規定がない限りは許されてしかるべきだという法解釈をとれば、それに類したことが最終的にはできるはずだと。最終的には特別区がそろって、ありとあらゆる努力は尽くしたけれど、都が違法な対応をしているときは、この制度において対応してほしいといえ、どうか分かりませんが、それなりのことになるかも知れませんが。

一番弱いのは、この両者間は、今までの、今回の地方自治法の改正はおよそありとあらゆる行政主体間、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体同士の関係を法治主義の支配するといいたいでしょうか、内部関係ではなく外部関係である、他人同士の関係みたいにしようという、だから手続ルールが必要なんだという発想できている。だけれども、都と特別区に対しては行き届かなくて、大家族の中の内部関係だというニュアンスが残っていて、だから協議でやりなさい、協議しなさい。それも法の趣旨だと、言おうと思えばいえるわけですよね。そして、協議した内容を、都が条例で決める。そういうような仕組みになっていますけど。この種のことを協議に任せたいということは、協議がまさに、国が法律で介入するのではなく、自治体の良識ある自治体同士が理性的な協議をするということで、もっとも良き解決に自治的に至るのである。それは望ましいことである。この何年間かの成果を拝見すると、どうも一方当事者が良識的な判断をしないと、協議というのはひたすら無力ですよね。自治法には、相手が

誠実な協議に応じる一般的なルールの協議ですけど、要するに対応しない場合はその先一種の紛争として解決する、第三者が解決するという事を考えているものですから。

そこら辺までは言えるのだけれど、やっぱり法の精神は、都と特別区を完全な他人同士の関係としてやりなさいとっているのかといえ、そこまでは徹底していないようであって、今私が申し上げたことは、尻つぼみに終わってしまうのですけれど、例えて言えばそういうような理論武装を、やってみるということならば、その程度のことはいえるのかもしれない。

会長 ありがとうございます。

それに関連して質問をしていいですか。法律学的な性格について。その場合は都が区のやるべき仕事を越権したり、配分しないなどとか、法に違反していると。裁判に訴えることは可能なんですか、裁判で決着つけることは。

それは、結論的にほとんど無理だろうと思います、今のところは。それに今私が言ったのは、中身に入っていないのですよね。いわば外側、手続の話で、都の主張が中身として合理的でないかどうかの判断はしていないのです。要するに一方が誠実に協議しなければならぬのに、していないということです。していないことになるじゃないか。

手続論ですか。

そうです。外側から言えることはどこまでかということです。で、国が、地方公共団体が一所懸命やっているのに、協議に応じないとか、認可をしないとかという場合には、国地方係争処理委員会という行政的な機関に持ち込んで、それでも埒があかない場合には裁判所に持っていきける。都道府県と市町村の関係では、それは想定されていないですね。

この議論が一番難しいのは、都民の立場から見た場合に調整3税の範囲がどうか、44%とか52%とか、どの事務を大都市事務として都がやっているとか、それが変わるとなると自分たちの生活がこれだけ良くなるのだとか、便利になるのだとか、それが見えてこない。ただなかなか都民とか区民とか、昼間はバックとして政治的につけることが非常に難しいという面があります。大都市事務の範囲を都の立場は非常に広く取っている。一体的に処理するんだと、こういうふうに主張するんでしょう。都が主張している大都市事務の中で、区側から見た場合、それは区でやれますよ。別に都が一体的に処理するよりは、区が独自に、ないしは23区が連合して処理した方がもっと効率的にやれるし、区民のためにもなりますよ。そういう提案ができるのかどうか、個別具体の幾つかの例を出してあげて。あと、大都市事務とかいろいろやっていますが、大変な無駄遣いじゃないですかと。その一つの例として、かつてどこかで博覧会をやろうとした。あれはだいぶ無駄遣いだと、当時一部言われたんです。ああ

いったものだとか、そういう例を出しながら、やっぱり都と区の役割分担をちゃんと見直さなければいけないんじゃないかと。配分率も見直さなければいけないんじゃないかと。そういう区民、都民が目で分かるような例を挙げながら押していく。ただ単に抽象論だけではなく、そういうことができたらいと感じるんです。説得力ある事例、確かに区の言うことは正しいという、そういうものが出てくればいいのではないかと。私も具体的にどう理論展開していけばそうなるのかは全然考えていませんが、方法論として。

まあ、今までの経験では、都民というのは関心を持たないですね。都と特別区の関係に関しては、どっちでもいいやという感じですね。

かつてあったような都が行う大都市事務の範囲がどうで、それによって配分が計算できるという議論は、区の方としてもかなり無理な議論になっていることは承知しています。今回言っているのは、23区の区民は普通であれば市町村税を負担して市の事務をサービスとして受けるんだけど、東京都に市町村税の一部を預けていて、それが一部都で、一部区だと。区の方はもちろん全部使途が分かっているんですけど、都の方は府県財源と一緒にしてしまうので、自分たちの負担した市町村税が一体本当に市町村行政のために、23区で使われているかどうかがわからない状態になっているということで、それをまず明らかにして初めて、都と区の分担ができるのではないのでしょうかということなんです。それがもし明らかになれば、今先生がおっしゃるように、都がこういう事を市町村税でやっていますよということについて、妥当性なり何なりの議論が初めてできるようになる。それが無い中では、その議論すらできないではないかという事を申し上げています。

会長 他の方はいかがでしょうか。全員になんか発言を強要はしていませんが、何かご意見があればよろしくお願いします。今後私どもとして、どういうふうに議論をやっていくか、進めるかに関係するんですから。どういうふうに形にしていくのか、議論したいと思います。

質問があるのですが、今言われたことで、明確に例えば、これが特別区の区域から上がったお金にも関わらず、他の地域に使われているとかですね、そういうふうに見られるんじゃないかというようなものとして、何か例として考えられて検討されたことはあるんですか。

そうですね。他の地域に使われているんじゃないかというのは、この間説明しましたように都の持分全体が1兆円ですから、特別区の区域の市町村事務相当として1兆円が積みあがるかどうか。もし積みあがらなければ特別区以外の地域で使われていることになる。別で検討したんですけど、それは実際には区側ではつかみようが無いというのが一つです。もう一つは、都と区の関係では府県財源を充てる事業なのに市町村財源を使っているかというのが

都と区の間での争いごとになるんですが、先ほどちょっと話に出た大きな施設、例えば、国際フォーラムなどの施設について、かつての議論の中では、東京都はあれは市町村事務として行っているということで説明したと思うんですが、あれだけの規模のものは普通都道府県がやりませんかというような、そういう議論の例であれば、沢山あります。以前ご紹介した 100 事業近くを前回検討していますので、一つ一つ主張がありますから例示としてはいくらでもあると思います。

会長 どうぞ。

大体議論は出ているかなという感じがして、一つは厳密な法律論が展開できるかどうかという話ですけれども、私はこれは法律論ではないと思うんですよ。厳密な法律論なんていうのは、そもそも地方自治法においてなかなかないというのがありますし、それは地方自治法という法律の特殊性もあると思いますし、それから仮にそれを前提としなくても、地方自治法第 281 条の 2 の位置づけというところからしましても、まあ法律論の世界ではなくてどうとも言えるといいますか、両方の立場はあり得るということだと思うんです。ですから理論武装するといっても極めて政治的な武器として使うかどうかだけの話で、まああまりインパクトはないだろうと。現行法を前提とした場合の一種類というふうに思います。

もう一つは先ほど出たんですけれども、結局のところ何がしたいかという、役割分担原則というのがあって、それは財源の問題に直結しているはずだというご議論なんだけれども、それはむしろ事務論と財政の話というのは連動してないわけですよ。国と地方公共団体だってそうだし、県と市町村だってそうなので、そこにずっと、シャウブ勧告以来ずっと解決できないで地方財政法上の問題として残っているわけですから、そういう意味でもあまり事務の議論をしても、結局のところ、財政のところに関心があればそれはなかなか法律論にはならないというのが、さしあたりの私の感想です。なので、また堂々巡りなので、何か違うアプローチをしないと全く意味がないし、結局のところ財源を内部で取り合っているだけの話なので、タックスペイヤーの視点はまったくないわけですよ。まあだからどうぞお好きにやってくださいというところで、戦うなら戦うということによってやっていただくという以上は申し上げることはないなあという感じがいたします。

規範性なし、ですか。

説明の法律だから、これは。

素人的な質問なんですけど、東京都と特別区の都市計画費等の経年推移について、平成 13 年度では東京都の都市計画費以上に都市計画税の収入が入っていて、そこから都市計画交付金を差し引いたとしても都市計画税の収入の方が

都市計画費の支出よりも多いですね。都市計画税は目的税だと思うんですけども、そのあたりはちゃんと目的支出に当たるような形で、都の方で調整をしているんですか。

都市計画税を充当する先は都市計画事業の管理経費なんですけれども、毎年度の一般財源の部分だけではなくて償還費に充てていいことになっています。ご指摘の都市計画費には償還費は入っていませんので、そういう意味では少なくとも償還費の部分に充たっているということになっています。

ここには償還費の部分は入ってきていない。

入っていないです。

逆にそれを入れて計算した場合には案外同じぐらいの割合で配分してるじゃないかという理屈ということはないですか。

その辺を含めて、どう整理するかを議論しようと言っているところです。

なんか税収の配分と実際の計画費の支出は違うんじゃないかといえるんですけども。何か他の数字の理屈というのであれば、何かそっちの理屈が出てこないと、良く分からない。それと小中学校改築経費の概算規模なんですけど、小学校の統廃合の話が出てきていましたし、あとは事業規模として一校 30 億円という概算という話がありましたけれども、ただでさえ少子化が進んでいる中で果たして将来的にこれだけの財政需要が出るのかどうかというところあたりがちょっと分からないんですけども。それは例えば、人口減少に応じてある程度統廃合をした場合においても、このくらい需要があるということの試算みたいなものをされているのですか。

その議論はこれからということになります。

これからということですか。

はい。結局 23 区それぞれで統廃合をやっていまして、特に事情も違う中で、財調上どういうふうに標準的に整備するのかという議論をしていませんので、これからそういう議論をして詰めていかなければと。

私は、先ほどの意見とはむしろ逆で、あとどれくらい財源を取って行くかというときに、事務配分ということで、必要だということで押していく以外にそれを取る方法というのが、なかなかないんじゃないかということです。戦略的ということなんですけど、そういう意味では、その辺どういう基準で取るのかというような理屈付けのところ、いかに詰められるかということを考えていくということの一つのやり方ではないかと思っております。ただ、財源を配分する際に、前にも申し上げたかも分からないんですけど、今結局、税というのが公共サービスを提供するために必要な財源を確保するという以外の役割ですよ。例えば、景気対策で税率を調整してインセンティブをかけるとか、あるいは低所得者対策の役割とか、要するに累進をかけるとか、そういうようなと



ころで使われている部分もあるので、そこの兼ね合いでどういうふうに、どっちが税をとって分けるのかという議論を整理しておく必要があると思うんですけれども。それを除くと最終的にどのあたりに落とすのかという理屈付けというのは、事務を詰めていく以外に方法がないんじゃないかなと考えたところなんです。

小中学校の改築経費の話が出たんですけれども、将来的にこれだけ区立の小中学校の改築経費が必要になってくると、区のそれぞれの基準財政需要額にこれをカウントしていくという理解ですよ。そうするとそのときの財政状況にもよるんですが、他の行政需要も同じであれば、調整3税の総額が仮に今と同じだとしたらパンクしちゃう。そうするとどこかを減らして、こちらの方にまわさなければなりません。どこかを減らす時に、本来市区町村が行う事務の部分で福祉とか何とかを削って改築にまわすのか、それとも都が主張する大都市事務と称する総論分野を減らして、この成果を区事務に回すのか。後者の場合は調整率が変わってきますよね。前者の場合は変わってこないわけですよ。東京都の説明では50年に一遍のサイクルでやれるんだと、こういっているから、調整率を変えるつもりはないですな。

50分の1ずつ、全部財調に入っているよね。いつからそれが、50分の1が入ったということがあるんでしょう。50年前からやっていけば別段算定しなくてもね、自分の責任で貯めといて、こういう改築が起るのは当然のことだから用意しておくのはまさに自己責任たるところだ。50分の1に、10年間ぐらいしか貯まっていないと、後の40年分は足りないのだから、新しい制度で50分の1入れるようになったのはいつからであるというのは、当然都とやるんでしょう。

実はこういう山が来るのは昔から分かっていたので、都と区の間で当時実態調査をして、早いうちから財源措置をしてならしていこうということをやっていたんですけれども、昭和62、63年度から小中学校改築等経費の50分の1の算定を始めたんです。ところがしばらくして税が落ちてきちゃいましたので、需要として本来算定する約束だったんだけども繰り延べをしましょうと。つまり需要としての算定を先送りしましょうとあって、平成4年度までで駄目になったのです。都もいずれ景気が良くなったらということで繰り延べしていたんですけれども、どんどん累積をして、それが何千億にもなってしまった。それはどうしようもないということで見直しをしようということになって、改めて整理しなおして、今の考え方の50分の1にしたのは平成10年度からです。平成10年度のときに、今丁度その中では186億円というラインがあるんですけれども、これが今計算されている50分の1の額なのです。しかし、この算定はかなり無理をしています。単価を大幅に見直したのが一つです。

もう一つは、先ほど児童生徒数が減っているというお話があったんですけども、実際の学校数ではなく、今ある児童生徒数を学校の標準規模で割った数で算定をする。さらに、一般財源の部分しか算定しない、つまり将来的な償還費の分は見ないという前提でこの数字にしたんですね。ですから、とてもこの経費で50分の1はできない。それは形の上で、50分の1で算定をしてあるということなんで、都と区の協議で将来の安定を踏まえて、平成12年度以降に改めて協議する課題にしたということです。

それはなんていうのかな。制度上の問題ではなく、まさに需要と収入を測ってという本来的に都と区が折衝で解決すべき問題ですよ。調査会が云々すべき内容じゃない。

## 2 小委員会の報告について

**会長** 他に何か。最初の議題でよろしいでしょうか。今後どうするかも関係ございますので、小委員会の方で会合を持っていただいたそうですから、その報告を受けた上で今後どの様に進めるかについてご相談したいと思います。座長から報告いただいて。

**座長** 3月31日に第1回目の小委員会を開催し、4人のメンバー全員が参加して行いました。一つは、今後の調査会全体の計画を基に、小委員会としてはどの様な活動を行っていくかということで、当面の検討課題と、さらに特別区のあるべき姿を検討するという、大まかに言うとその二つにつきまして小委員会を行っていきます。

まず、当面の話につきましては、秋あたりを目途に、中間といいますか、取りまとめをしていく。それからあるべき姿という形に関しましても、中間のまとめの段階で出していく、それを来年度に向けて最終報告としてこの本委員会に上げていけるような形にするということで、確認をしたということです。

それから審議事項についてはフリートークンを行いまして、大都市事務あるいは役割分担の話、それから財調などに関しまして各委員から意見が出されたということですけれども、やはり今日の話でもあるように、都と区の役割分担に関して、あるいは財調に関してはどの様に検証していくかというようなこと、それから大都市事務のあり方や区の自主性と一体性との関係のあり方といいますか、そこから一体性をどの様な観点でとらえていくかというような中長期的な事などについて、いろいろ議論していくということでございます。次回の小委員会は、5月7日に行います。

**会長** 当面、小委員会の方で少し議論を、論点整理というか、世の中最近そういうのが流行っていますけれども、論点整理でこれがどういう問題かとか、どうするかとか、若干のある種の方向性とか用意してくだされば、これを本委

員会の方で議論することになることになると思うんですけれども。5月7日に小委員会をお持ちになるときに、具体的には先ほどちょっと出たんですが、当面の問題について区長会のご意向が本当はどこにあるのかは、まだ良く分からないのです。そんなことで小委員会の方で当面の問題について検討していただく。ここで皆さん方、ご了解いただければ、その後小委員会をお願いすることになると思うんですけれども。どんなふうなご意見でしょうか。

まあ、どれほど規範性があるかどうか、少しご意見がおありだそうなんですけれども、先ほどのように今回の法改正の趣旨というものを少し整理していただいて、また本委員会でご相談するし、準備だけは小委員会の方で少ししていただくというようなことでいかがなものでしょうか。

都の考え方ですが、都はこんなこと言ったつもりはないと。

そんなこといったつもりはないと言うかもしれません。

しかし、まあ確度はかなり高いということですね。実質的にこれまで言われてきたことをピックアップしているわけだから。

平成15年度の検討で、都の主張したことを構成し直すという主張になるでしょうという、かなり確度の高いものです。

都が行う事務の検証は、行う必要がないとか、こういう否定するような言い方は、やろうとしてもやれないということが大きいんですか、やろうと思えばやれるけれど、こんなことやるのは活券に関わる、そういう立場なんですか。

一番大きいのは、言ってみれば東京都が細かく事務を出して、それを区が一つ一つチェックするというのが、それはむしろ内政干渉になるんじゃないかというのが一つと、もう一つが、実際難しいということ。つまり東京都がこれは県の財源ですか、市町村の財源ですかということの一つ一つの事務についてやっていくというのがとても難しい、現実的じゃないという、その二つがあります。それによって、都と区の争いが始まる。そういう関係を作りたくないという思いがあるのだと思います。

今言った、難しい、だから従来どおり区側の需要と収入だけで測ってよいというのは、極めておかしい話だと思うんです。難しいからそれでは別の何らか適正な、適切な方法で役割分担と財源配分をしましょうというふうな方向にはいかないんですかね。従前もその方向でやれないかなと、やったけど時間切れだったんですけれどもね。いちいち細かくやると、向こうだって譲らないし、だから漠たるものでも一度役割分担を抽象的であっても決めて、財源配分をするということをやらないと。平成17年度末に何らかの形で決着をつけないと、平成18年度以降に送るということは、かなり問題になるんじゃないかという気がするんですけど、どうですか。何らかの方法で妥協を図れる道はないかというのも、あるんじゃないかと思うんですけれど。

会長 まだ第1ラウンドですからね。問題は、第2ラウンドでどういうふう  
に動くのかということなんでしょ。動かなかつたら動かなかつたで、手立てを  
講じるよりない。後退の印象があるかもしれないけれど、問題はこれをどのよ  
うに次の展開に繋げていかれるかということになるでしょう。一巡したとおっ  
しゃっているから、一巡したときに同じ顔ぶれでやっていたらまた同じだから、  
変えなきゃだめですよ。交渉するレベルを、どうなるんですか、それは。

検討会としては検討を終了したという意味ではなくて、平成15年度につい  
て課題と論点を整理しましょうといったステージが取り敢えず終わり、これ  
はまだ検討会としては議論をしていこうということになっていますので、これ  
でもう終わりということではないんです。東京都の方もこれで言いつ放しで、  
絶対これ以上ないというのではなくて、先ほど言いましたように、役割分担の  
議論については、都としても考え方を示したいし、議論をしていきたいと言っ  
ていますから、これから都としてどういう考え方が出てくるかというのは、留  
意しなければいけないことだと思います。

確認ですけれど、都区の協議が一巡し、今後これを都区財政調整協議会に  
報告していくということですが、この都区財政調整協議会はどういうスタッ  
フで、できているんですか。

区の方は、助役が代表します。都の方は部長級で、行政部長、主計部長、  
総務部長です。

この都区財政調整協議会に提出される検討結果の概況というのは、これか  
ら作るんでしょ。

会長 それはいつぐらいにできます。

財調協議会もできるだけ早くということで、言っているんですけれども、  
まだ折り合いが付いておりません。6月とか7月とか。

会長 夏場で。

先ほど申し上げたように、大都市事務検討会で都と区のどういう主張があ  
ったかという整理は、検討会の段階で今最終的につめてやっていますので、も  
うまもなくでき上がります。

会長 時間切れになるのではないかということをおっしゃっているから、こ  
ちらとしてはそういうふうにならないように、前へ前へ一歩でも早め早めに対  
応を考える。私どもの調査会がそれについていけるかどうかわかりませんけれ  
ど、一応論点の整理をして、ある種の方向性が出せるならば、どのようにお使  
いになるかはそちらでお決めになることだから、私どもはこのように考えます  
ということぐらいの注意をしておく。そういうことでよろしいのかな。さて、  
よろしゅうございますか。

前からちょっと思っていて、インターネットで情報提供するという話でし

たが、前に一度このホームページを見たんですけれども、項目ぐらいのことしか書いてなかったですね。地方制度調査会も情報提供が十分ではないんですけども、どうしてそんなに閉鎖的にするのか。

ご覧になった時期がいつかによるのですが、まず概要だけを出しまして、タイムラグがありますが、会議録を出しております。第6回までインターネットに掲載されておりますが、現在、会議録は第5回まで掲載されております。

会議録も開示なさっている。

はい、出しております。それから出しました「資料」として出したものも全部出しております。ただ、「参考資料」となっているものは、出していないものがあります。

やっぱり弁論の闘いなので、結局両方に分があるわけだから、どちらのほうの正当性があるか、共感を得るかというところが勝負なんですよね。なので、いふなれば理論的にウツと詰まりそうなのは、東京都の方だと思いますから、それはやっぱりタックスペイヤーとか、第三者とか、公衆を巻き込む形でやっていかないと、だめだと思うんです。だからそういう議事録なんかももっとリアルタイムで出す。言論の自由でそういうものを出していくこと自体インパクトがあることなので、あまりいろいろ気を使わないで出すと、正面で勝負する、そういう時代ですから。

心して事務的に早くすすめるようにしたいと思います。

会長 それではよろしゅうございましょうか、何かほかにご発言。

質問よろしいですか、たしかサッチャー政権の時だと思いますが、ロンドンのGLCというんですか、大ロンドン圏みたいな、あれは廃止になったんですか、

会長 廃止して、また復活した。

また復活したんですか。そうなんですか。

イギリスは本当に勝手にやる。勝手にやっているわけではありませんけれども。今日は、このあとの資料の説明は何もないんでしょうか。推進会議の方のなんか。

参考資料として地方分権改革推進会議の小委員会の「骨子案」というものが、4月16日に出了したのでお配りしてございます。東京のことが触れられているところがございますので、ご覧いただきたいと思いました。

「地方分権改革推進のための地方行政体制整備」という中に、「道州制」をめぐると論点」というのが52頁にございます。これは検討課題が提起されているんですが、この52頁の下から二番目の「ト」というところに、「大都市制度の在り方についての検討も必要。特に、東京都については首都機能の在り方とあわせ、特別な観点からの検討が必要」という記載になっております。今後3

回の総会を経て、5月中旬に総理大臣に答申の予定という日程も出ておりました。この資料につきましては以上です。

**会長** こういうことが出たときは、東京都とか23区の方は、こういうことに合わせて何か意見を言うなんてことはないんですか。こういうチャンスの方に、自分たちはこう考えているから、こういうふうに反映させるとかなんとか、働きかけることってあり得るんでしょう。これは何のこと言っているのか、特別な観点から検討するって。

意見を言うという場合は、利害がある程度はっきりと想定される場合に意見を言っていくというのが、今までのスタンスです。

**会長** これは、道州の中に入っているから、首都圏全体を包み込むような巨大な州なら州を創ると、それを首都にあわせてやるんだという意味合いでしょう。

そういう考え方だと思います。

これはいわゆる都区制度をどうするかという話ではないね。

ただその場合、道州制をいれたら都道府県は廃止するわけ。

もとよりその中の基礎自治体の在り方が問われることになりますからね、同時に残すのかとか。ここは多分それより大きな話なんでしょう。

首都圏長官なんていうのを公選で選んだら大変じゃないかと思う。今の都知事だって大変なのに。

これが出ます前に、分権推進会議では、いろんな学識の方やいろんなところから意見聴取されていますね。その中2002年に、中部経済連合会が出された道州制移行への提言がありました。道州を考えていく時に新首都はどこにも属さない特別な州ですか、つまり要するにワシントンD.C.、そういった意味合いの、研究報告書を基に聴取されたものがございまして、多分そういったことも受けて、この東京圏のところは、この「特別な」という意味は、一般的に道州を導入するんだけど、さらにここだけはというニュアンスかな、というふうにとらえております。

**会長** ワシントンD.C.みたいなこともあり得るような。

あり得るよというような意味合いかなと。2002年10月に社団法人の中部経済連合会というところが、自立型行財政体制の確立に向けてということで、道州制移行の提言をだしています。この中部経済連合会の専務理事が呼ばれて、この委員会で、これに基づいた考え方、意見を述べられております。そういったものが反映されているのかなと思います。

### 3 今後の日程について

**会長** 次回についてご相談しておきたいと思いますが、次回は7月に一応予

定させていただくということになるんですが、事務局のほうで何かありますか。今日決めておいた方がいいと思いますので。

事務局の方は特段この日ということとはございませんので、委員の皆様方の一番ご都合がいいところをお願いいたします。

会長 前に調査会と区長さん方の第三分科会と懇談したでしょう。この前の区長さんは限られていましたでしょう。他にも分科会をやっているんでしょう。そちらのほうも活発に行われているんですか。

日程調整の結果ですが、7月に区長会との意見交換の日程も入れさせていただきたいと思いますので、今から申し上げます3日間を、とりあえず予定として抑えておいていただけないでしょうか。7月9日金曜日18時から、7月15日木曜日18時から、7月30日金曜日18時からでございます。

会長 そのうち2日間、一回は私どもの委員会、もう一日は意見交換が予定されるということね。

この日程で区長の予定が可能かどうか、調整させていただきます。後ほどご連絡いたしますので、よろしくをお願いいたします。

会長 よろしく申し上げます。以上で終わります。